⑭

２０２５年度　町田市立町田第一中学校

学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（２０２２年３月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

Ⅰ　いじめ防止等における基本理念

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。

- 生徒同士、生徒と教職員の信頼関係を築く。
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- 生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるように指導する。
- 未然防止の取り組みが成果を上げているかは、日常的に生徒の行動を把握したり、心のアンケートや生徒の欠席日数などで検証したりし、改善点について等を検討し、PDCA サイクルに基づく取組を継続する。

Ⅱ　学校におけるいじめ防止等に関する取組

１　いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

〈具体的な学校の取組〉

（１）「いじめに関する授業」の年間３回以上実施

児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、すべての学級で「いじめに関する授業」を年間３回以上実施する。

（２）心の教育の推進

全ての児童・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくり、授業を行う。また。いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、児童・生徒が自分の心と向き合い、ストレスに適切に対処できる力を育む。

① 道徳授業地区公開講座の充実(９月)
② ふれあい月間に呼びかけや朝礼を活用した講話等の取組を実施
③ スクールカウンセラーを活用した相談体制の強化
④ 生徒会活動によるいじめ防止キャンペーンの実施

（３）家庭や地域と連携した未然防止の取組
　いじめ問題に対しては、地域や保護者（家庭）、関係機関と一体となって取り組んでいく。
①　保護者会等でいじめの指導や相談体制について、説明する。
②　長期休業前後における相談窓口の案内、広報。

２　いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

〈具体的な学校の取組〉
（１）身近にいる大人や相談機関に相談できる体制づくり
　児童・生徒が、不安や悩み等について、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。
① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
② 相談窓口の紹介
③ 三者面談、二者面談の充実
④ スクールサインとその利用方法の周知・徹底

（２）いじめの兆候を見逃さない体制づくり
　児童・生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
①　子どもの普段の様子からの人間関係の把握
②　「心のアンケート」の毎月実施と実施後の教員間、家庭との情報共有
③　「スクールサイン」の投稿への早期対応

（３）「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応
① 年３回の校内研修（６月、１１月、２月）の実施
② 「学校いじめ対応チーム」の月一回の実施

３　いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

〈具体的な学校の取組〉
① 学校いじめ対応チームの臨時招集と方針の決定
② いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童・生徒の状態に合わせた継続的なケア
③ いじめを行った児童・生徒の指導

Ⅲ　いじめ対応の具体的な取組と流れ

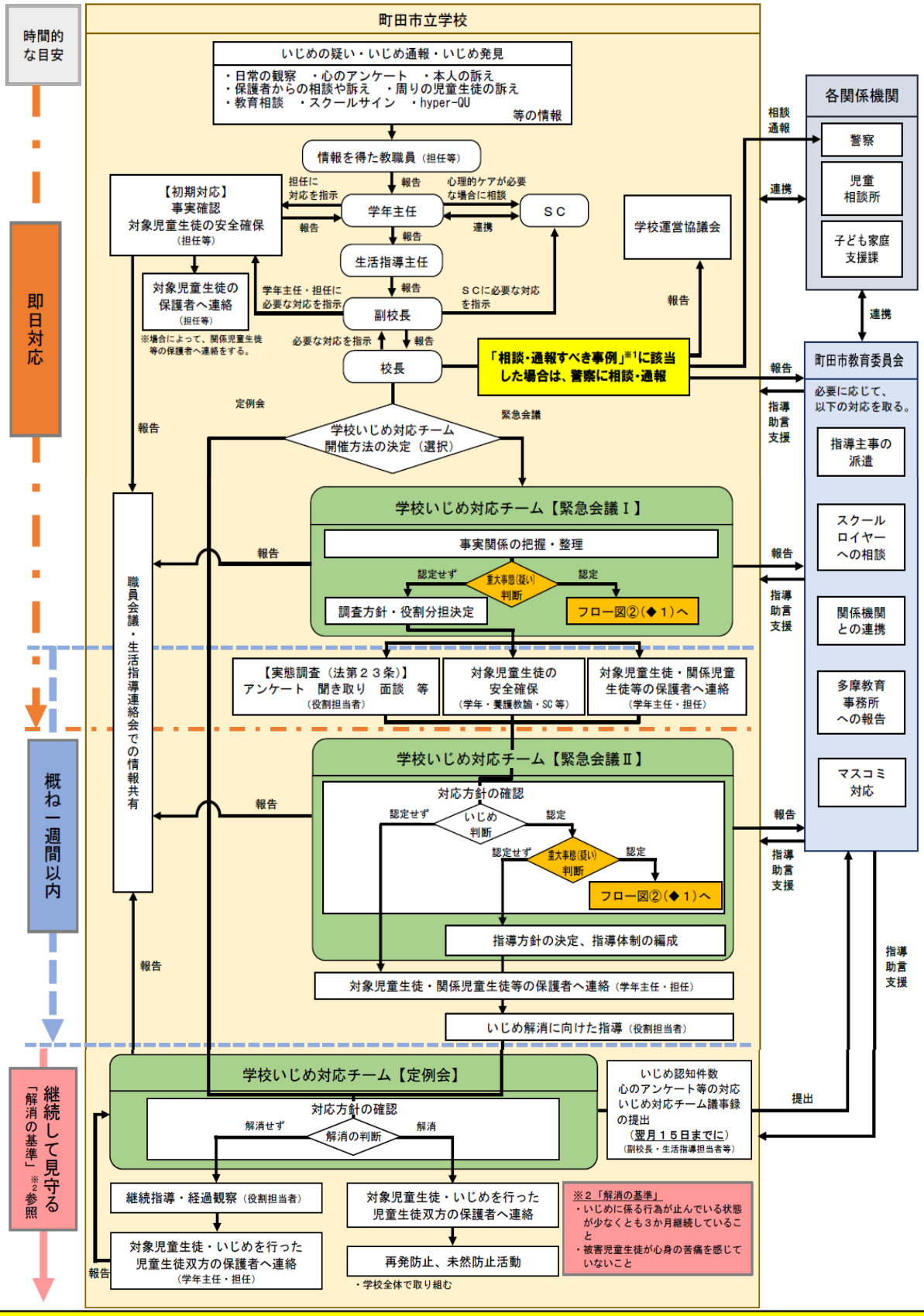

※１　相談・通報すべき事例（令和５年２月７日付、４文科初第 2121 号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」文部科学省）

暴行　ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンを脱がす。

傷害　感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。

強制わいせつ　断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

恐喝　断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。

窃盗　靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。

器物損壊等　自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。

強要　度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

脅迫　本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

自殺関与　同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。（自殺を企図した場合を含む）

名誉毀損、侮辱　特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。

児童ポルノ提供等　同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をＳＮＳ上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。

私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）　元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

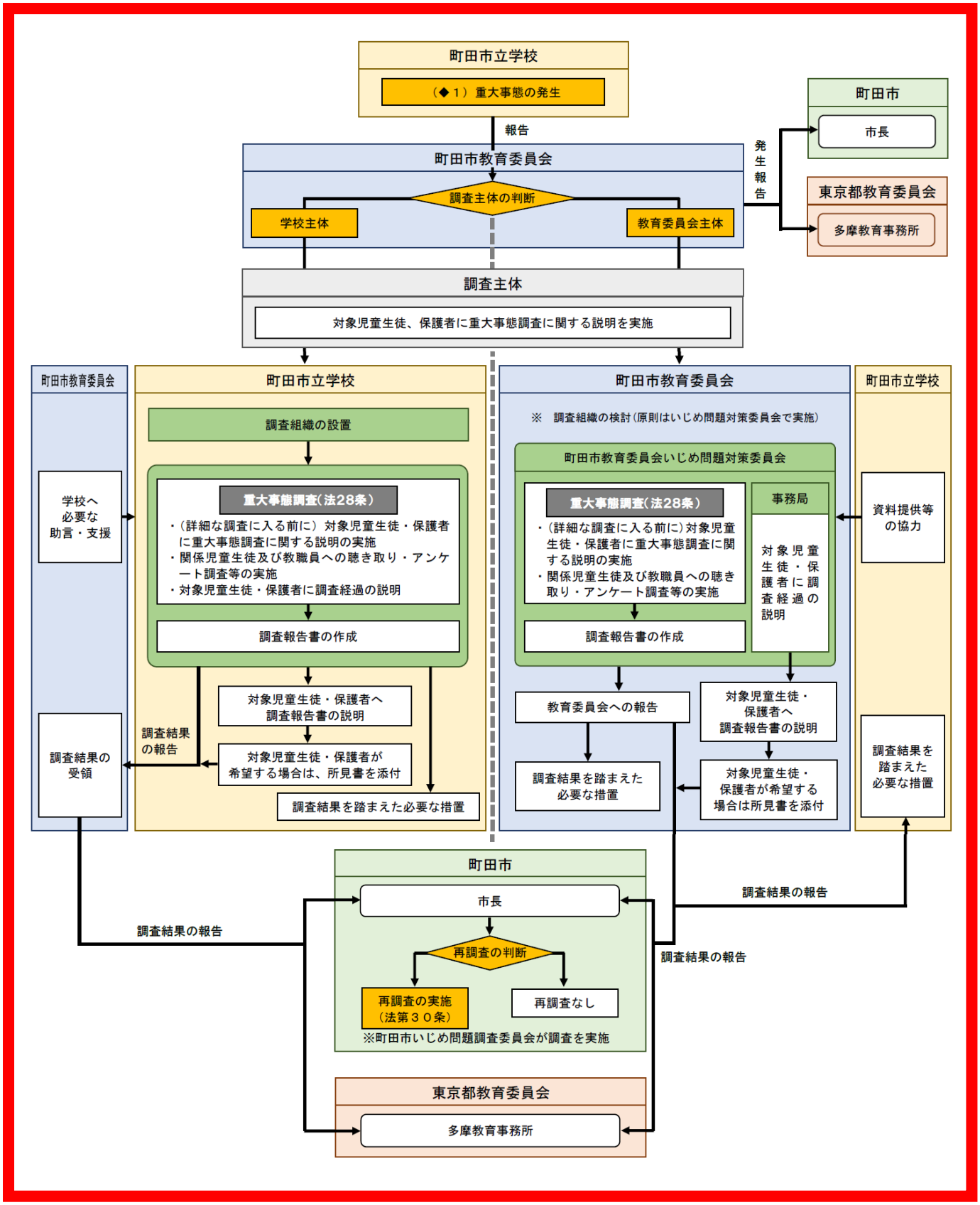
町田市立学校
（◆１）重大事態の発生
報告
町田市教育委員会
調査主体の判断
学校主体
教育委員会主体
発生報告
町田市
市長
東京都教育委員会
多摩教育事務所
調査主体
対象児童生徒、保護者に重大事態調査に関する説明を実施
町田市教育委員会
学校へ必要な助言・支援
調査結果の受領
町田市立学校
調査組織の設置
重大事態調査（法28条）
・（詳細な調査に入る前に）対象児童生徒・保護者に重大事態調査に関する説明の実施
・関係児童生徒及び教職員への聴き取り・アンケート調査等の実施
・対象児童生徒・保護者に調査経過の説明
調査報告書の作成
対象児童生徒・保護者へ調査報告書の説明
対象児童生徒・保護者が希望する場合は、所見書を添付
調査結果の報告
調査結果を踏まえた必要な措置
町田市教育委員会
※　調査組織の検討（原則はいじめ問題対策委員会で実施）
町田市教育委員会いじめ問題対策委員会
重大事態調査（法28条）
・（詳細な調査に入る前に）対象児童生徒・保護者に重大事態調査に関する説明の実施
・関係児童生徒及び教職員への聴き取り・アンケート調査等の実施
事務局
対象児童生徒・保護者に調査経過の説明
調査報告書の作成
教育委員会への報告
対象児童生徒・保護者へ調査報告書の説明
調査結果を踏まえた必要な措置
対象児童生徒・保護者が希望する場合は所見書を添付
町田市立学校
資料提供等の協力
調査結果を踏まえた必要な措置
調査結果の報告
調査結果の報告
調査結果の報告
町田市
市長
再調査の判断
再調査の実施（法第３０条）
再調査なし
※町田市いじめ問題調査委員会が調査を実施
東京都教育委員会
多摩教育事務所

Ⅳ　いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取　組
１　いじめの発見・認知 ２　報告（５Ｗ１Ｈを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
３　事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
４　情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
５　子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
６　関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

Ⅴ 町田第一中学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月１回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	（風間　茂）	副校長	（池田　哲志）
生活指導主任 教育相談担当	（中脇　望）	教務主幹教諭	（松下　祐太）
１年学年主任	（樋口　翔太）	２年学年主任	（伊藤　光）
３年学年主任	（北野　啓太郎）	わかばA組主任	（田極　透）
わかばB組主任	（岡本　創平）	養護教諭	（佐藤　桜子） （宮田　富士子）
スクール・カウンセラー	（中村　有希）		

【役割】

- いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- 心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- 個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- 子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- 教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- 事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- 子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談依乗ったりする。
- 全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

Ⅵ いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
４月	いじめを起こさせないために、教職員が意識すること。いじめにつながる行為の発見と未然防止。
９月	アンケートを活用して生徒の変化に気づき、早期発見するために意識すべきこと。いじめが起きた場合の対処方法。
１月	今年度の振り返り、これまで起きてしまった事案の共有。 本校の課題の洗い出し。

Ⅶ いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年３回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
１年	６月	特別活動	セーフティ教室（SNSの扱い方）
	１１月	道徳	Ｄ-（１９）
	２月	道徳	Ｃ-（１１）
２年	６月	特別活動	セーフティ教室（SNSの扱い方）
	１１月	道徳	Ｄ-（１９）
	２月	道徳	Ｃ-（１１）
３年	６月	特別活動	セーフティ教室（SNSの扱い方）
	１１月	道徳	Ｄ-（１９）
	２月	道徳	Ｃ-（１１）